

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長  
(公 印 省 略)

消防に必要な水利施設の適切な維持管理について

先般、火災現場において、消防に必要な水利施設（深井戸地上式採水口）が腐食等の不具合により使用できなかった事案が発生しました。

消防水利については、消防機関が消火活動を行う上で最も重要、かつ緊急に使用する施設であり、常時使用できるように全ての消防水利を維持管理しておく必要があることから、下記事項に留意の上、再発防止の徹底が図られますようお願いいたします。

都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してその旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 点検のための巡回監視を徹底すること。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条において、消防水利の設置、維持及び管理の主体を明確化しており、また、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）第 7 条においては、消防水利を常時使用しうよう管理することについて定めているところです。

巡回監視の頻度については、消防水利の設置箇所、種類によって異なるが、長期未実施の消防水利については、速やかに実施すること。

2 外観に異常が疑われる場合は、吸水や放水などの機能点検も実施すること。

なお、点検により異常が判明した場合は、速やかに改修を行うこと。

3 点検について、その実施内容や進捗が管理できるよう記録しておくこと。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課

仙波課長補佐、伊藤係長、喜多事務官

電 話：03-5253-7522

e-mail：keibou@ml.soumu.go.jp